

奈良県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、白川溜池土地改良区連合の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区連合から届出があった。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉本 利郎	天理市櫟本町二三八八
〃	吉本 昭藏	〃 二九八五一
〃	仲 義男	大和郡山市白土町六五九
〃	橋下 勝彦	〃 横田町七三四―二
〃	西田 英雄	〃 櫟枝町二三二
〃	植松 忠司	〃 新庄町三六二
〃	稲垣 滋	〃 石川町五二七
〃	奥井 洋詞	〃 発志院町三五七―三
監事	仲井 敏夫	〃 横田町一三〇四―五
〃	奥田 昌弘	〃 中城町三〇八
〃	藪内 茂弘	天理市櫟本町七〇三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉本 利郎	天理市櫟本町二三八八
〃	吉本 昭藏	〃 二九八五一
〃	吉村 康一	大和郡山市石川町五六一
〃	東口 義巳	〃 白土町六〇六
〃	宮城 邦彦	〃 発志院町一二七
〃	森 康好	〃 横田町八三二
〃	西田 英雄	〃 櫟枝町二三二
〃	植松 忠司	〃 新庄町三六二
監事	橋下 勝彦	〃 横田町七三四―二
〃	奥田 昌弘	〃 中城町三〇八
〃	西城 賢	天理市櫟本町八九九